正

とやま地域共生型福祉推進特区 [指定:平成23年12月、認定:平成24年9月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i)+ii)の平均値

(4.5+4.0)/2=4.3

В

- i)取組の進捗(下記より該当するものを選択)
- □目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	富山型デイサービス事業所における障害者の福祉的就労者(就労継続支援B型支給決定者及び有償ボランティア)数の増加	В
2	富山型デイサービス事業所数の増加	В
3	認知症高齢者と居間等の設備を共用する障害者グループホームの入居者 数の増加	定性評価

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度

□ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
F(1点)

番号	評価指標	専門家評価
3	認知症高齢者と居間等の設備を共用する障害者グループホームの入居者 数の増加	В

評価指標毎の進捗の評価の平均値

 $(5 \times 1 + 4 \times 3 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 3 = 4.0$

1.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・障害者の就労の場の確保や、年齢や障害にかかわらず生活が継続できる環境整備は、重要な試み。
- ・目標の設定と評価基準が明確。
- ・条例改正の周知活動、共生型グループホームの建設着手など、着実な進展が認められる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②・・

• 0.5

i)の評価 ①+②

4.5

- ※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。 (評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。 (例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa: C20%、b: C10%、c: D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

	方向性
,	A(5点)
	B(4点)
	C(3点)
	D(2点)
	E(1点)

番号	評価指標	専門家評価
1	富山型デイサービス事業所における障害者の福祉的就労者(就労継続支援B型支給決定者及び有償ボランティア)数の増加	В
2	富山型デイサービス事業所数の増加	В
3	認知症高齢者と居間等の設備を共用する障害者グループホームの入居者 数の増加	В

(専門家所見(主なもの))

- ・福祉就労に関する説明会やデイサービス事業者施設支援事業など、利用者と施設設置者の双方に働きかける取組が展開されており活動の方向性を評価できる。
- ・規制緩和の特例措置等を受けて、自治体側で条例改正の取組に注力することは重要であるが、その先の具体的計画が必要。
- ・現在の整備計画に新たなグループホーム整備が盛り込まれていないなど、今後の目標達成のためには、より 一層の努力が必要。

ii)の評価

評価指標毎の評価の平均値

 $(5 \times 0 + 4 \times 3 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.0$

4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i)+ii)の平均値 (4.0+4.0)/2=4.0 В

i)-(1) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

- 「■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]
- ●地域共生型障害者就労支援事業(厚労B002)

(概要)

(概要)

・就労継続支援B型事業において施設外就労を行う場合の総数や1ユニットの定員が緩和(施設外就労の総数: 利用定員の100 分の70 以下→100分の70を超えて実施可能、1ユニットあたりの最低定員:3名以上→1名以上) されたことにより、小規模な事業所が集まることによる就労B事業の実施が可能となった。

(規制所管府省(厚生労働省)の評価)

- ・事業開始が平成25年4月のため、現時点で評価を行うことは困難だが、引き続き事業を推進していただきたい。
- [■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(主なもの)]
- ●認知症対応型共同生活介護事業所と障害者共同生活援助事業所の設備の共用

・認知症対応型共同生活介護事業所において障害者を受け入れることについては、認知症高齢者と障害者の グループホームの間で居間や食堂等を共有できることが確認でき、現行法令の範囲内で対応可能であること が確認された。

(専門家所見(主なもの))

・規制緩和により、新たな形態の障害者雇用の仕組みが実現した。

4.0

i)−② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・指定事業所と同じく、基準該当事業所に対する加算(送迎の加算措置)が実施され、順調に推移している。

4.0

i)-① + i)-② の平均値(注)

(4.0+4.0)/2=4.0

4.0

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・地域での取組の集積が見られる。
- ・施設整備に対する財政支援は順調に行われている。

4.0

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし

Ⅳ 総合評価(I~Ⅲ)

(4.3+4.0)/2+0.60=4.8

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・地域における長年の取組の結果から見えてきたハードルをクリアするための特区申請であ り、規制緩和を効果的に活用して、取組の進展を図っている。

・地域全体が真に共生的なものとなっていくためには、富山市で進められているコンパクトシ ティ政策との連動や、該当する事業所等ができるだけ街中に配備されるといった点が重要であ り、こうした点についての配慮があると一層望ましいものになると考えられる。



このため、I 及び II の平均値(4.15)に上記所見を加味(+0.60)し、総合評価結果をA(4.8)とする。

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数を i)の点数とする。